

一級建築士の懲戒処分の基準の見直しについて（概要）

1 見直しの趣旨

本基準は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、一級建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士の業務の適正を確保することを目的とする。

従来より、処分を行う場合には「一級建築士の懲戒処分の基準」（平成 19 年 5 月 31 日制定）により行ってきたところであるが、今般、「建築士法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 114 号）が間もなく施行されることから、建築士法の改正により新たに設けられた規定に対応した懲戒事由を追加するなど、処分基準の見直しを行うこととしたものである。

2 建築士法改正に伴う懲戒事由の追加項目

【建築士法違反】

- ①指定登録機関の秘密保持義務違反（第 10 条の 8 第 1 項等）
- ②指定試験機関の秘密保持義務違反（第 15 条の 5 第 1 項等）
- ③指定事務所登録機関の秘密保持義務違反（第 26 条の 3 第 3 項）
- ④登録講習機関の地位の承継の届出義務違反（第 10 条の 27）
- ⑤試験委員の不正行為（第 15 条の 4 等）
- ⑥構造設計図書への表示義務違反（第 20 条の 2 第 1 項）
- ⑦構造設計一級建築士への確認義務違反（第 20 条の 2 第 2 項）
- ⑧構造設計図書の適合確認・記名・押印義務違反（第 20 条の 2 第 3 項）
- ⑨構造設計一級建築士証の提示義務違反（第 20 条の 2 第 4 項）
- ⑩設備設計図書への表示義務違反（第 20 条の 3 第 1 項）
- ⑪設備設計一級建築士への確認義務違反（第 20 条の 3 第 2 項）
- ⑫設備設計図書の適合確認・記名・押印義務違反（第 20 条の 3 第 3 項）
- ⑬設備設計一級建築士証の提示義務違反（第 20 条の 3 第 4 項）
- ⑭定期講習受講義務違反（第 22 条の 2）
- ⑮管理建築士講習受講義務違反（第 24 条第 2 項）
- ⑯再委託の制限違反（第 24 条の 3）
- ⑰重要事項説明義務違反（第 24 条の 7 第 1 項）
- ⑱建築士免許証等の提示義務違反（第 24 条の 7 第 2 項）

【建築基準法違反】

設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反（第 5 条の 4 第 2 項、第 3 項）

【不誠実行為】

重要事項説明の欠落

3 施行期日等

- (1)平成 20 年 11 月 28 日（「建築士法等の一部を改正する法律」の施行と同日）施行予定。
- (2)「一級建築士の懲戒処分の基準」（平成 19 年 5 月 31 日制定）は廃止する。